

会員の皆様

令和4年度収支決算書に関する補足事項

公益財団法人福岡市中小企業従業員福祉協会

令和4年度収支決算書に記載の和解金については、当協会が提起されていた損害賠償請求訴訟に関して、福岡地方裁判所からの和解案に応じ支払ったものです。

当協会が事務局を務め、九州沖縄地区の団体と共同で実施していた事業において参加団体が事業のために支払った負担金を委託業者が適正に執行していなかったとして、参加団体の一部から、委託業者の他事務局の実務を担当していた当協会の元職員及び当協会に対して、損害賠償を求める訴えが提起されたもので、当協会は福岡地方裁判所からの和解案に応じ、元職員の使用者責任として令和5年3月20日に和解金を支払いました。

和解金の財源には過年度に生じた余剰金の積立金を充当しており、当協会が会員の皆様に提供させていただいているサービスには全く影響はございません。

現在、求償請求等を行うべく準備を進めているところでございます。

今後とも、会員の皆様に喜んでいただけるようサービスの充実に努めてまいりますので、何卒ご理解いただきますとともにこれまで同様ご支援賜りますよう心よりお願い申し上げます。

お問い合わせ先

福岡市中小企業従業員福祉協会

担当　：吉村・前原

TEL：092-472-4728